

岡水お起第513号
平成27年1月9日

岡山市監査委員 様

岡山市水道事業管理者
水道局長 酒井 五津男

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成26年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成26年9・10月実施分）

水道局お客様センター

指摘事項

平成26年7月31日現在、給水収益において過年度分の収入未済額が4,169万円（収入率95.9%）認められました。今後とも未収金の解消に格段の努力をしてください。なお、現年度分についても、新たな収入未済の発生防止に努めてください。

改善措置状況

消費税率のアップ等もあり、景気の先行きに慎重な中小企業を中心に賃金の引き上げが行われず、実質賃金の下落が続いている。このような状況下では、今後も水道料金の未収金増加が懸念される。

また、個人情報保護法により、不動産会社や家主から転居先等の情報入手が困難となり、追跡調査を行うのも難しい状態にある。

未収金解消には、厳しい現況ではあるが、委託業者に対する監督・指導強化及び連携を深めながら、次の具体的な取組みを推進する。

（具体的な取組み）

- ① 滞納整理業務を委託している業者に対し、今年度から、現地訪問の回数を増やすことで、未収金を早期回収するように指導している。今後も業者指導を徹底し、未収金の早期回収に努める。
- ② 収納率にインセンティブを適用し、委託業者のモチベーションを高くすることで収納率を高める。
- ③ 検針・滞納整理に加え、開栓・清算業務を一括して民間業務委託することにより、状況を一元的に把握し、未収金の発生及び拡大を未然に防ぐ。
- ④ 口座振替推進の取り組み強化する。
- ⑤ 郵便局やコンビニエンスストアなど支払窓口の周知により、自主納付の推進を図る。
- ⑥ 無届使用の早期発見、無届転出者の転居先調査（区役所の住民票閲覧）により料金回収に努める。
- ⑦ 委託業者の持つ機動性を活かし、現地調査、休日や夜間訪問徴収など柔軟な対応により、確実な徴収を行う。
- ⑧ 滞納常習者の支払計画を精査し、適時見直し等を行う。
- ⑨ 悪質、長期、高額滞納者に対しては、委託業者との連携のもと、給水停止の強化、支払督促など法的措置を講ずることにより、料金回収に努める。

（単位：件、円）

監査時（7月末）			平成26年11月末		
件数	金額	対繰越収入率	件数	金額	対繰越収入率
9,384	41,699,453	95.93%	6,452	20,077,120	96.65%